

(1) 解雇手當 入職ノ新旧ニ拘ハラズ解雇スル場合ハ本人日給ノ三百日分ヲ支給スルコト

(2) 自己退職手當ノ件

(1) 自己ニ於テ退職スル場合ハ勤続六ヶ月未滿ノ者ニハ日給三十日分ヲ支給スルコト

(2) 六ヶ月以上一ヶ年未滿ノ者ニハ日給四十五日分ヲ支給スルコト

(3) 一ヶ年以上六ヶ月ヲ増ス毎ニ日給十五日分宛ヲ増シ支給スルコト

(4) 勤続手當ノ件

解雇スル場合ニハ解雇手當ノ外勤続手當

トレテ尤ノ通り支給スルコト

(1) 勤続六ヶ月未滿ノ者ニハ本人ノ日給十日分ヲ支給スルコト

(2) 勤続一ヶ年未滿ノ者ニハ本人ノ日給三十日分宛ヲ増シ支給スルコト

(3) 勤続一ヶ年以上六ヶ月ヲ増ス毎ニ本人日給十日分宛ヲ増シ支給スルコト

四 衛生設備ノ件

(1) 洗面所復旧スルコト

(2) 工場内ニ掃帚人夫ヲ常備スルコト

(3) 食堂ヲ建設スルコト

(4) 鍛冶部ヲ工場外ニ移轉スルコト

(5) 毒劇薬ノ使用箇所ヲ設定スルコト